

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和5年11月14日

京都市山科区長 横井 雅史

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
佐藤 豊	京都市山科区川田中畑町15番地の7	実態調査に基づく職権消除	令和5年11月6日

(山科区役所区民部市民窓口課)